

| | | | | |
|---|-----------|--------------------|---|----------------|
|  | 号外 | 定価 1部2円 | 私たちの声を集めた大型ハガキとともに前進回答を求め、最終局面・11月9日地公共闘・総務部長交渉へ臨む。 | |
| | 昭和34年4月1日 | 発行所 盛岡市内丸10番1号 | | No.2679 |
| | 第3種郵便物認可 | 岩手県庁内 岩手県職員労働組合 | | 2023年 11月6日 |

2023確定闘争④ ヤマ場 11.1地公共闘・人事課長交渉

給与改定・年内差額支給で作業 月例給・一時金

会計年度の勤勉手当 2024年度から支給へ 総決起集会へ130人超結集 前進回答導く

11月1日、岩手県地方公務員共闘会議(議長:佐藤 工 岩教組委員長)は、県庁向かいの内丸緑地における130人余りでの総決起集会・アピール行動を背景に、ヤマ場となる内城人事課総括課長と2度目の交渉を行った。交渉に当たり、組合員の切実な訴えが詰まった「知事あて大型ハガキ」(1次集約分 425枚・3,166筆)を手交し、月例給・一時金のプラス改定をはじめとする諸課題の見解を質した。



内丸緑地(県庁向かいの公園)でのアピール行動



前進回答を求める地公共闘交渉団

【交渉結果】①月例給・一時金に関し、「東北他県も勧告通り実施する方向で検討中。本県も勧告通り実施する方向で12月議会に条例提案できるよう事務的に詰めている。差額支給は、各任命権者で検討を進めており、年内に支給する方向」と回答した。

②会計年度任用職員の一時金に関し、「勤勉手当について、来年度から支給する方向で事務的に検討を進めている。期末手当と勤勉手当それぞれにおいて常勤職員と均衡を図ることが必要」。また、勤勉手当の支給月数は、「常勤職員と同じ2.0月」と回答。

③通勤手当について、「ガソリン価格の動向や、他県の検討状況等を注視するとともに、皆様の御意見も伺いながら、手当額の改定の必要性について検討していきたい」と回答し、経済産業省の補助金打切りに伴うガソリン価格急上昇を念頭に、確定闘争後の随時交渉の余地を残した。(裏面に続く)



回答する内城人事課長

1 会計年度任用職員の給与改定(2023 年度分)

(地公共闘) 常勤職員との格差解消の観点から、会計年度任用職員の月例給の確実な4月遡及と、常勤職員と同一(0.1月)の一時金(期末手当)支給月数の改定を求める。

(人事課長) 東北各県とも遡及改定する方向で検討していること等を踏まえ検討している。期末手当は

引上げの方向で検討しているが、引上げ幅は今後詰めていく。

(地公共闘) 常勤職員の一時金引上げ分のうち勤勉手当0.05月相当分について、他県の動向を踏まえ、期末手当を引き上げるべき。

(人事課長) 本県の支給月数は東北各県で最も高い。他県が本県を上回ることはない。

(地公共闘) 昨年の取扱いと矛盾がある。再考すべき。



会計年度・高齢層課題について言及する交渉団

2 会計年度任用職員の一時金(2024 年度～)

(地公共闘) 会計年度任用職員は勤務評価になじまない。勤勉手当ではなく、期末手当の支給月数に勤勉手当相当分を上乗せして支給すべき。

(人事課長) 勤勉手当を来年度から支給する方向で事務的に検討を進めている。



回答する人事課長

3 高齢層職員の処遇改善

(人事課長) 知事部局では更なる対応を検討し、事務的に詰めている。教育委員会では何らかの措置ができないか検討していると聞いている。

(地公共闘) 定年引上げ後の60歳超職員と、再任用職員との賃金格差改善の姿勢は。

(人事課長) これまでも60歳前と後で勤務条件に違いはあった。段階的な制度移行の際に2つの制度の混在は必ず生じる。理解いただきたい。

(地公共闘) 特に学校や病院では、60歳前と後で勤務条件は変わらない。格差改善を。

4 両立支援の推進

(地公共闘) 国・他県の動向を踏まえた夏季休暇の使用可能期間拡大の検討状況は。

(人事課長) 一部の職員が夏季休暇を取得できていないこと、国・他県の動向等を総合的に勘案し、夏季休暇の使用可能期間を6月から10月までの2か月間拡大する。

5 長時間労働の是正

(地公共闘) 人事委員会報告で言及された業務内容に応じた人員体制の確保など、より実効性ある対策を具体化すべき。

(人事課長) 全体の職員数は総合的に決定。効率的で効果的な行政運用を進めていくため、各任命権者で適時適切に検討。



130人の組合が結集「生活防衛」総決起集会